

様式 5



避難所でのペット飼養の基本的ルール

- 1 ペットの飼養は、決められた場所で行ってください。

原則として、避難者の居室にはペットを持ち込むことは出来ません。

また、ペット飼養場所以外での飼養管理は行わないでください。

- 2 ペットの世話は飼い主さんの責任で実施してください。

通常の飼養管理については、飼い主さんの責任で行ってください。

具体的な例は次のとおりです。

- ① エサやり
- ② 散歩
- ③ 飼養場所の清掃やふん尿の処理 など

- 3 トラブルの発生防止に努めてください。

ペットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めてください。

また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の設置者等に報告

し、指示に従ってください。



 あなたのペットが避難所の癒しとなれるように 

ご協力をお願いします